

淀川水系流域委員会 第 7 6 回委員会

(第 1 部)

議事録 (確定版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川崎委員、水野委員

日 時	平成 2 0 年 4 月 9 日 (水)
	午前 1 0 時 0 分 開始
	午後 0 時 8 分 終了
場 所	京都市勧業館 みやこめっせ
	B 1 F 第 1 展示場 B 面

〔午前10時 0分 開会〕

1. 開会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第76回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、13名出席されております。定足数に達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。

まず、配付資料でございますが、資料は「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配布資料リスト」とございまして、右肩に番号がついてある資料で、報告資料1「第75回委員会（2008.3.26）以降の会議開催経過について」、審議資料1-1「『淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）』に対する意見（案）（080311版）各委員による修正文（案）」、審議資料1-2「河川整備計画原案に対する意見（案）080311版への修正文案（委員）」、審議参考資料1-1「淀川水系河川整備原案についての補足説明資料」、審議参考資料1-2「淀川水系河川整備計画原案についての補足説明資料 別添資料」、審議参考資料2「滋賀県知事・京都府知事・大阪府知事説明資料 淀川水系河川整備計画の策定に係る諸状況について」。なお審議参考資料1-3が委員の方に入れてあるかと思えますけれども、これは後ほど差しかえさせていただきます。また、一般傍聴の方には後ほどお配りいたしますので、よろしくお願いいたします。参考資料1「委員および一般からのご意見」の合わせて8点をお配りする予定でございます。不足資料等ございましたら庶務までお申しつけくださいませ。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」で、委員からの意見につきましては、本日、寶委員と水山委員から意見が寄せられております。また、一般からのご意見につきましては、3月26日に開催されました第75回委員会以降に委員会あてに寄せられました意見を整理しております。関係行政機関からのご意見はございません。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際には必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。特に、委員の発言を割ってのやじや大声での発言等の行為は審議の妨げとなりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては、音の出ないよう設定をお願いいたします。

それでは、宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

皆さん、おはようございます。宮本でございます。本日は朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、遠方からお越しの方もおられると思います。本当にありがとうございます。

前回、3月26日に意見書の案の1つ目の項目の、治水、利水と河川環境の関係についての議論をさせていただきました。そして、2つ目の洪水対策あるいは堤防強化についての議論をさせていただきました。きょうは残りの、3つ目の利水、水資源開発と水需要管理の話、個別ダムの話、そして意見書全体の話につきまして審議したいと思っております。1つ目の水需要の管理等につきましては、進行役を山下副委員長にお願いしようと思っております。それから、ダムにつきましては川上副委員長に進行役をお願いしたいというふうなことを考えております。

きょうは1部、2部、3部ということで、朝昼晩ございます。最後の夜は一応19時30分、7時半までという長丁場でございますけれども、この第3次流域委員会の大変大きな節目の日でございますので、ぜひ皆様方のご協力をお願いしたいと考えておるところでございます。

また、一般傍聴の方の意見の発表でございますけれども、いつもはこの委員会の終わった後に、最後に時間をとっておりますけれども、きょうは朝昼晩ということでございますので、ずっと出席して夜の最後まで待たないと発言できないということでは少し不合理かなと思ひまして、午前中が終わった時点で1回、それからお昼の時点、2部が終わった時点で1回、そして最後、夜の審議が終わった時点で、3回、住民、一般傍聴の方の意見をお伺いしたいと思います。ただし、一般傍聴の方の意見発表は1日1回ということでお願いします。どうしても夜まで待てないという方は朝にやってもらいたいし、もう朝だけ出て、最後はですね、どうしても朝だけ言って帰ってしまうという方もおられると思いますので、1日1回。3回の機会を設けますけれども、1日1回の発言ということでお願いしたいと思います。また、きょうは審議に大変時間がまたかかると思います。発言は今までどおり、また2分ルールで、お一人の方2分でできるだけ適切に、的確にお話し願いたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

それでは庶務の方、報告をお願いいたします。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。

報告資料1をご参照ください。3月26日開催の第75回委員会についてでございます。原案に対する意見案に関する各委員による修正文案について、審議が行われました。治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想について。委員より、原案にはさまざまな方法を組み合わせたマルチな対策が不足している、また河川環境にとって川が自由に動ける場所を広げることが重要だが、それに治水・利水がどれだけこたえられるか、また琵琶湖水位操作試行など、河川管理者の環境に配慮する姿勢はあるなどの意見が出されました。

次に、環境に関しまして、環境予測が難しいとしながら、なぜ環境への影響は小さいという性急な結論が出せるのか。また、計画地近隣の既存ダムの環境影響評価に関して、環境への甚大な影響の報告がないことは、ダム建設について説得力のある根拠になるのではないかと。また、既存ダムの環境影響調査の範囲は限定的であり、新しいダム建設後の生物への影響調査もほとんど行われていないのが実情であるなどの意見が出されました。

3つ目、洪水対策について。中上流のはんらん箇所を考えると、ダムと堤防補強の組み合わせが効果的である。また、耐越水堤防設計指針削除について、越水破堤は担保できないのになぜ浸透破堤はできるのか、また耐越水堤防だけに限らず、さまざまな方法をどう組み合わせるかという検討が必要だろうなどの意見が出されております。

そのほか、4月3日に三府県知事による淀川水系流域委員会からの意見聴取についての会議、4月6日に原案に対する意見案についての旧委員への説明会がそれぞれ行われております。

以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、審議に入る前に、河川管理者の方でこのたび人事異動がございましたので、そのご報告をお願いいたします。

2) 河川管理者の異動について

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。それでは早速、新任あるいは転任の河川管理者側の異動についてご説明したいと思います。

まずは前列でございます。淀川河川事務所長の小俣でございます。新任でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

小俣です。よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

大戸川ダム工事事務所長の岡山でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 岡山）

岡山です。よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

左側、木津川上流河川事務所長、淀川ダム統合管理事務所長からの転任の佐中でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 佐中）

佐中です。よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

後列に参りまして、河川部河川計画課長の里村でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課長 里村）

里村でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

淀川ダム統合管理事務所長の牟禮でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 牟禮）

牟禮でございます。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

水資源機構関西支社丹生ダム建設所長の荒谷でございます。

○河川管理者（水資源機構関西支社 丹生ダム建設所長 荒谷）

荒谷でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

以上、5名の新任と1名の転任でございます。ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは審議なんですけれども、その前に私の方から2点ほどご報告したいと思います。

1点は、まず4月3日に、滋賀、京都、大阪の知事さんに流域委員会の方がご説明いたしました。それについては既に新聞報道等されておりますけれども、簡単に私の方からご報告したいと思います。

私の方からご説明したのは、流域委員会は2001年から発足いたしまして、それからの簡単な経緯を申し上げました。そして現在、意見書の案について審議をしておりますということをご説明いた

しました。その中身につきましては、実は時間が25分しかないという状況でございましたので、三知事の関心の高いダム、特に大戸川ダムについてご説明申し上げました。

大戸川ダムの効果について、意見書の案では、小さいというふうに書いてございますけれども、それに対して委員の中からは、小さいことはないという意見もあります。それから、小さいといっても、たとえ小さくても必要だと、そういう意見もありますと申し上げました。それから、効果が限定的であると意見書には書いてございますけれども、これについても限定的ではないという意見もあり、またたとえ限定的であっても必要だという意見もあると申し上げました。これについては4月9日、きょう、きっちりと議論したいと申し上げたところでございます。

それから、洪水対策につきましては、ハイウオーター以上の堤防の強化、それから越水対策について計画に盛り込んでほしいということについては、3月26日の委員会において、委員会として一致して、そこについては決まりましたということでございます。

それから、このような三知事に直接ご説明する機会をこれからも設けてほしいということを申し上げたところでございます。

私の方からそのような説明をいたしまして、お目付役でおられました河田委員から、意見書の案に対してはいろんな意見が出ていますということをおっしゃいまして、現時点では合意形成されたものではございませんということを申し上げられました。それから、堤防強化については、洪水については先ほど私が申し上げたとおりでございますけれども、耐震ということについても、これは重要なのでぜひお願いしたいという意見を私は持っておりますということをおっしゃいました。

それから、川上副委員長からは、越水対策というのは絶対に壊れないものを求めているのではない、急激に破堤しないしぶとい堤防、これを求めておって、それも危険な箇所から優先的に実施していくということを委員会とすれば求めているんだと申し上げられたところでございます。

これらに対しましてはそれぞれ三知事さんからコメントがございましたけれども、私が三知事のコメントを今ここで何となく端折って申し上げるのも失礼かと思いますので、これは新聞あるいはテレビ等で報道されておりますので、私はここでは申し上げません。

次は、4月6日に1次、2次の委員会の委員の皆様方にご説明申し上げました。まず冒頭、私も第3次の委員会というのは、1次、2次を引き継いだ委員会でありますので、今回原案に対して意見を述べるに当りまして、1次、2次の委員会に説明して意見をいただくということは、大変大切なプロセスだと思っているということを申し上げました。それから、3人の前委員長がおられますけれども、芦田委員長だけはおられませんので、芦田元委員長からのコメントが、意見が来しておりますので、それを紹介いたしました。これもそれぞれ前の委員会の資料の中についてござ

いますので、るる申し上げませんが、最後のところだけ申し上げますと「要するにこの原案は我々委員がいままで長い時間をかけて議論して作成した提言や意見書と大きくことになっており」と述べられておまして、最終的には今の意見書を「全面的に支持する」という意見を述べられておるということをご紹介いたしました。

それから、各委員の意見でございますけれども、さまざまな意見が出ましたけれども、基本的には、今回の意見書案については、必要最小限ということでは述べているので、それについては支持したいと。しかし、意見として言い方が生ぬるいというふうな意見も出ておりました。そして、1次、2次で積み上げてきた基礎案から今回の原案はかけ離れていると。それを、委員間で河川整備に対する考え方を十分に議論する時間が与えられずに、原案に対して意見を12月までに出してくださいという要請をした河川管理者の姿勢に対して抗議すべきだというふうな意見も出されました。原案の見直しということにとどまらず、委員会と河川管理者との協働作業で新しい計画をつくっていくということを求めるべきだというふうな意見も出されたところでございます。もうご紹介しませんが、さらに非常に手厳しいご意見も出ていますけれども、これについてはここではご紹介いたしません。

以上が4月3日の三知事説明、6日の1次、2次の旧委員へ私どもがご説明した概要でございます。

山下副委員長、川上副委員長、それから河田委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

○川上委員

特にございません。

○宮本委員長

では、補足はないということでございますので、私の報告は以上で終わらせていただきます。

3. 審議

1) 「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）

（080311版）について

○宮本委員長

それではお待たせいたしました。きょうの審議に入ってまいりたいと思います。

これからの審議につきましては、山下委員が進行役ということでございますので、山下副委員長、よろしくお願いします。

○河田委員

ちょっとその前に。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○河田委員

実は冒頭に発言させていただきますのは、3月26日のこの委員会の運営について、私は非常に公平、公正性に欠けるということを述べたい。

それは、少なくとも委員長というのは会をまとめるためのものであって、決して自分の意見を新しいパワーポイントで説明して、「問題があるか」というふうな態度では困る。十分な議論をするためには、やはり事前にそういう情報があれば各委員に出していただかないと、いきなりそれはこうだ、どうだ、というような形で示された場合に、やっぱりこれはリスクコミュニケーションのセオリーからいきますと、準備をした者が勝ちであります。そういう段階で議論をするというのは、非常に不公平だと思います。

ですから、きょう副委員長が、これから利水あるいはダムの問題で議長をやっていただくのであれば、自分の意見をこうだという形で委員会に示すようなことは絶対にやめていただきたい。そうしないと、何のための委員会かわからない。委員長、副委員長はそういう立場の者だということを理解していただきたい。

○宮本委員長

間違っているとまたおしかりを受けるかもしれませんが、私どもは委員長、副委員長であると同時に、まず一委員だと思っています。したがって、委員長、副委員長は委員会をまとめるという責任はございますけれども、それぞれが持っている意見を申し上げるということは、それは私は当然のことだと思っております。

それともう1点。前回3月26日のあのパワーポイントで説明したことは、初めて申し上げたことではございません。その前の治水の集中論議のとき、あのときに使ったパワーポイントを再度ご説明したものでございます。

○河田委員

最初のご指摘はそのとおりなんです、そうであれば、ほかの委員にもそういうチャンスを事前に言っておかなければいけない。委員としての発言を封ずるものではないのですが、そういうことを委員長として言われるというのがおかしいと言っているわけで、委員として発言されるのであれば、それは委員会の許可が要ると思うんですよ。

○宮本委員長

ちょっと済みません。いやいや、あれですか。委員長は自分の意見は委員会では言うてはいけな

いということですか。それをもし言うときには委員会の了解を得ないと言えないということでしょうか。

○河田委員

いや、そういうことではなくて、委員会として議論するときに委員として意見を言われるのはいいんですが、冒頭にこうだというふうなことを言われるのは公平、公正性に欠けるというんですよ。

○宮本委員長

それは冒頭に申し上げたのではなしに、議論があつて、そしてその中で前に私がご説明していることが、要するに、まだ皆さん方がそこについての議論があつたものですから、私は前にこういう説明しましたよということを、あの場で再度確認させてもらったということですので、あの場で突然全く私の新しい、まあ言うたら意見をですね、申し上げたものではございません。

○河田委員

そういう、やっぱり公平、公正に委員会を運営していただく。きょうは長丁場の委員会ですので、その辺はぜひ議長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、一般傍聴人の発言で、非常に委員の発言を威圧するような意見が出てくることがあります。このときはやはり委員長がその発言を制止していただきたい。言いつ放しというのがほとんどです。失礼な意見を超えてしまって、非常に威圧的な意見が出された場合は、これは委員会としての発言に対してそういうことを言うのは非常識なんですけれども、それが非常識とわからない方がおられることも間々ありますので、それを制止するのは委員長の役目ですから、よろしくお願いしますと思います。

○宮本委員長

何と申しますかね、非常にふさわしくないという、もしそういう意見がありましたら、これは私の方も、申し上げたと思いますけれども、それはそれぞれのレベルが、判断基準が違いますので、もし私がそういうことと言わないときには、また委員の方が、今の意見は余りにもひどいのではないかということをおっしゃってもらっても、これは結構だと私は思いますので、よろしくお願いしますと思います。

それでは、委員長、副委員長も、それぞれの意見は言わせてもらうという前提で、公平、公正な進行を山下副委員長にお願いいたします。

○山下委員

そういうことですので、進行を務めさせていただきますが、1つは、私がちょっと考えていますのは、たたき台を委員長、副委員長で作成をしたという事情があります。したがって、たたき台を

作成した者として、これはこういう趣旨だとか、あるいはこういうふうな背景があつてこういう表現になっているとかいうことの発言は当然必要だろうと思います。そういう意味では、委員長が進行役とたたき台についての説明役と両方やるというのはちょっと大変だろうと思いますし、河田委員がおっしゃったような公平、公正さという点からもちっと気になるところがないわけでもないでしょうから、きょうは役割を分担するということになっていると思います。そういう意味では、委員長としての発言というよりは、委員として発言を自由にしていいただければということになるだろうと思います。

「3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如」というところ、段落は3つあるのですが、前回に引き続いて順番に議論をしていきたいと思います。この審議資料1-1の13ページと14ページに、これまでいただいた委員の意見というものが整理してありますので、それを使って進めていきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

それで、13ページと14ページをざっと見た感じでは、言葉の使い方についての意見はあるのですが、けれども「水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す」ということについては、基本的な疑義は出ていないのではないかという印象を私は持っているのですが、進行役が余り意見を言うてはいけないということなので、いかがでしょうか。

まず最初の段落から。タイトルはちょっと後に回すということで、綾委員、それから寶委員のご発言をちょっとお願いしたいと思いますが。

○綾委員

待ってください。ちょっと聞いていなかったです。

○山下委員

あつ、ごめんなさい。では、寶委員、先にお願ひできますか。

○寶委員

それでは先に。

14ページの私のコラムの上から2つ目の「追加」というところですよ。この左端に書いてある、13ページの左端に書いてあるこの行の左端のコラムのことについて、まあ「節水型社会を目指す」という基本的な考え方を示しているということなのですからけれども、以前の委員会でも申し上げたように、現実には、企業や一般家庭などにおいて節水はかなり実現されているということでありまして、一方、人口移動により、人口がふえている地域もあるし減っているところもあるということは事実です。ですから、水需要の予測を時間的な観点、あるいは地域的な観点から正確に行つて、それに基づいた適切な水需要の管理を目指してもらいたいと、河川管理者にですね。

それからまた、「節水型社会」ということは当然のことであって、もう30年ぐらい前から言われている話なので新しくないということなので、むしろそのかわりに「水に関して持続可能な社会を目指す」というような表現にした方が、淀川流域として、ここの委員会としては新しい方向性、まあ「持続可能な社会」もそんな新しくないのですけれども、「節水型社会」というよりはいいのではないかということで、ご意見を申し上げました。以上です。

○山下委員

はい、ありがとうございました。では、綾委員をお願いします。

○綾委員

綾です。13ページですね、一番左から2番目のところですが、まず表題の話につきましては余り、「欠如」というような形で書いてございますので、もう少し、こういう具合にしてほしい、こういうものを目指すという形のものです。タイトルをちょっと書き直させていただきました。

2つ目の、その下の「修正」でございますけれども、原文では「基本的な考え方を示している」ということを書いてございますが、それについては「委員会も同意見である」ということで、同じ意見を持っているということをきちっと書いた方がいいということでございます。

それから3番目。

○山下委員

済みません。段落ごとにちょっと切って議論をしていきたいと思うので、最初のところ、以上ということで、ちょっと切らせていただいてよろしいですか。

○綾委員

はい、結構です。

○山下委員

ほかにいかがでしょうか、この最初の段落のところについて、今、お二人の委員からご意見をいただいて、少し表現を変える、あるいは文章を追加するというご提案をいただいているわけですが、いかがでしょうか。

では、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。寶委員の今のおっしゃっていることは、言葉を「節水型社会」から「水に関して持続可能な社会を目指す」という言葉の問題なんではないでしょうか。中身もやっぱりある程度関係しておるのでございましょうか。これは質問でございます。

○山下委員

いかがでしょうか。

○寶委員

はい、寶です。当然、言葉だけでなく中身も、水需要予測にしても、地域的、時間的にちゃんと精度を上げて、それで「水に関して持続可能な社会を目指す」ということでありまして、単に抑制して節水してというだけではなくて、弾力的な水需要管理をするということが趣旨だと思っています。それが持続可能な、将来にわたっての水社会の構築であると考えておりますけど。

○山下委員

ほかに。

では、川上委員。

○川上委員

川上です。この水需要管理の考え方の基本的なこれまでの議論、第1次、第2次の流域委員会を通じての考え方というのは、単に節水すればいいというふうなことだけを取り上げているのではなくて、河川環境の保全と再生のために、できるだけ河川の水を過度に取水しないようにしようと、川に水を戻すというかですね、そういう考え方が背景にあるわけなので。

例えば具体的に言いますと、この綾委員のように「節水型社会の推進」という表現だけでは、その辺のことが誤解されてしまうおそれがあるのではないかと私は思います。この水需要管理という言葉の中身をもう一度振り返ってよく考えた上で、ここのタイトルを考えていただきたいと思います。

○山下委員

では、お願いします、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。寶委員の、単に節水ではないということなんですけれども、2次の委員会で「水需要管理の実現に向けて」という表題で一つの冊子にまとめておるわけですね。それによりますと、なぜ今水需要管理の実現を目指すかという、5つの要因というのを、そのときにはまとめたわけですね。

1つが、水資源の開発に伴う河川環境の悪化をこれ以上進めないように歯どめをかけると、ダムとか堰というものが相当河川環境を悪くしていると。このことが1つ挙げられていると思うんです。

2つ目には、97年の河川法の改正。これは今申すまでもなく、河川環境の整備と保全ということが法律でも改正に盛り込まれておりますけれども、こういう趣旨も入れて、水需要管理をもっと徹底して実現していこうと。

3つ目は、これは淀川だけかもしれませんが、各水道事業者さんは水資源を開発してきましたが、一方では水需要が伸びなくて、水道の事業経営を圧迫しているということから、やっぱり水需要管理の方向へと。

4つ目は、寶委員がこれはおっしゃっていますように、国際的にも持続可能という、これが非常に大きな方向だと思うんですね。したがって、この方向からしてもやっぱり水需要管理だと。

それから、最後になりましたけれども、ご承知のように、国・地方を含めて大変な債務を抱えておりまして、国も国民所得の1.7倍とか1.8倍とかいう、先進国ではない状況にあると。したがって、水需要を開発するのに財源をそちらに持っていく、それはやっぱり考え直すべきだろうということから2次のときにまとめたという経緯がございます。

したがって、まあ経緯があるから何でもそれに従うということではございませんけれども、そういうことも含めて、やっぱり水需要管理。「節水型」という言葉だけの問題ならば、これは私も特別異論はないわけですが、今のようなことを背景に持って水需要管理をもっとやっていこうということがございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○山下委員

寶委員、どうぞ。

○寶委員

はい、寶でございます。

おっしゃるとおりでして、全然異論ございません。ですから、ここは13ページの左端に書いてある整備局の文言についてもうちょっと、「持続可能」とか、そういうことを入れたらいいのではないかと提案でありまして、千代延委員のご意見に相對するものでは全くございませんので、その点はお含みおきいただければと思います。

それから、日本の食糧自給率が38%であるという現状を将来どう考えるのかという問題もありますから、水需要の問題につきましてはいろいろもっと考えていかないといけないことがいっぱいあるんじゃないかというふうにも思っております。そういう意味でもやっぱり持続可能な水に関する社会を考えとかないといけないのではないかなという趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

○山下委員

はい、ありがとうございます。この水需要の抑制による節水型社会を目指すという、これは整備局の文章からとったものですが、この表現自体に対する異論が川上委員はあるということですか。

○川上委員

この第1段落目の文章ですね。これはもう河川管理者が原案に書いていらっしゃることをそのまま引用したものなのでこれに対して異論があるのではなくて、このタイトルですね。「水需要管理の具体的施策の欠如」と。この「欠如」という言葉がどうかということが今議論されているのではないかなと思うんですけども。

○宮本委員長

タイトルは後でしょう。

○川上委員

タイトルは後ですか。

○山下委員

タイトルは後でと思ってたんですが。

○川上委員

では、第1段落は全然異議ありません。

○山下委員

第1段落は水需要管理に関してこれまで委員会が議論してきたことというのがちゃんと踏まえられているかということだろうと思うんですが。

では、綾委員。

○綾委員

綾です。先ほどちょっと言い損ねたのですが、原文の次に「利水の効率性のみならず自然流況を意識した水管理を目指す」という言葉をつけ加えております。これは原案の中にある整備局の考え方を入れているわけですが、環境面の話からそういうことが望まれているということでこういうこともつけ加えてほしいということで入れさせていただきました。

○山下委員

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。このいただいたご意見を踏まえて少し表現の手直し、追加を試みるというところで基本的に異論はないということでよろしいでしょうか。

それでは、2つ目の段落に移りたいと思います。

2つ目の段落については、ざっと横並びで見たときに川崎委員のご意見がちょっと、むしろたたき台の方と違うところがあるかなと思うので最初にご発言をお願いできますか。

○川崎委員

すいません。13ページのところでよろしいですか。2段目のところですね。

○山下委員

はい、13ページの2段目のところです。

○川崎委員

これは単に表現の問題で、内容的な意見というよりも、「水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない。」ということが書かれてたんですが、実質上は「実施しようとする方向性も重要である。」と。これは方向性を原案に記載するということを実質的に修正した方がいいという意見に変えただけのことでるので大きな変更点ということではないんですが。そういう理解ですが、よろしいでしょうか。

○山下委員

はい、わかりました。

○川崎委員

書き方の問題というだけです。

○山下委員

書き方の問題ということでしょうか。

○川崎委員

はい。

○山下委員

ただ「川上ダムに係わる……実施しようとする方向性も重要である。」というのはちょっとニュアンスがたたき台の方と違ってくるかなと思って最初にご発言をいただいたんですが、わかりました。

それでは、あとこの点については結構ご意見をいただいているのでいかがでしょうか。順番に行きましょうか。あいうえお順だと綾委員が最初ということになってしまうんですが、お願いします。

○綾委員

2項目ですけれども、原文の方は最終的には「水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない。」というような形で書いておりますけれども、ここでは原文の中身のことも大分入っておりますけれども、言いたいことは後半のところを「水需要管理を積極的に実施することにより新たな利水や渇水への備えに対応し、生物の生息・生育環境に対する負荷を減少させるという考え方

への修正を求める。」という形で、いわゆる委員会としての意見を述べる形に変えました。そういうことでございます。

○山下委員

はい、ありがとうございます。では、続いて、池野委員、お願いできますか。

○池野委員

池野です。私は、基本的に利水についてはいろいろな施策が原案に盛り込まれていると考えております。したがって、ここへ書いたのは削除して、要は実施することです。この前、副委員長も委員長も例の大阪市なり伊賀市なりに直接お会いされて、結果としてはなかなか難しいということでした。まあそれは今後の話ですが、それを含めていろんな難しさが水資源に関してはあるでしょう。それで、いろんな省庁の名前も入れた利水会議ということまで原案では示されております。要は、これを早く立ち上げて、そこで意見交換をやるべきであるということであります。だから、基本的に方向性なり具体の策は原案に書かれている。あとは実施ではないだろうかというのが僕の意見であります。これをやってこそ信頼関係も樹立していきだろうという思いがしております。

○千代延委員

今の点に対してよろしいですか、順番が全部回らなければ。すいません。

○山下委員

では、今の点に関してということで千代延委員。

○千代延委員

千代延です。水需要の抑制、それから水需要の精査確認、水利権の見直しと用途間転用、既存水源開発施設の再編と運用の見直し、これらについては総論として私は大賛成なんです。こういうことが書いてありますけれども、今の池野委員とここから先が違うんです。こういう立派なことをお書きになっておりながら、同じ次元の原案の中に記述する淀川水系の中の一部、具体的には伊賀市水道用水の確保については全然別の次元で事进行处理されようとしている。そこが私は総論で書いていらっしゃることに全然、まあ「仏つくって魂入れず」と言いますけれども、まさにその典型だと思うんです。

今までに委員長、副委員長には大阪市の市長にも会っていただきましたし、一方また需要側の伊賀市長にも会っていただきましたけれども、結果的には何か難しいというような感じですが、私は委員会がそこまでするのはどうかとも思いますけれども、そもそも水はいかに利水安全度の理論、これはちょっと私はまだ十分わかっていませんけれども、その利水安全度の低下ということを河川管理者がおっしゃいまして、そのことを考慮してもなお大阪市には水の余裕があると思うん

です。

ですから、それを、まあ具体的にここではあんまり論じるところではないかもしれませんが、青蓮寺ダムに持っている大阪市の水利権を少しでも伊賀市水道用水のために渡して。まあ、手段についてもいろいろ議論しまして、それで100%達成できるとは思っておりません。しかし、その3分の1でも半分でもそれでもって補うということが水系全体で水需要の開発を抑制するということにつながると思うんです。

ところが、河川管理者の今までの回答を見ますと、大阪市とは具体的におっしゃっていなかったかと思いますが、下流の水需要の減少は一時的なものであると。何が一時的ですか。私も前に示しましたけれども、大阪市の水需要のピークは昭和47年。そこからずうっと下がって、約100万 m^3 近く。これはちょっと大げさですね。90万 m^3 ぐらいずっと下がってきとるわけですね。これを見まして、これは決して一時的なものではないと。

もう1点、この状況で、事業費を投入して開発された水資源であるからこれをどのようにするかお決めになるのは当事者であると。これが普通の財産ならわかります。それなら、一度開発したのは全部当事者にお任せされるんですか。10年に1回の水利権の更新というのは何のためにされておるんですか。そのようなよそごとの、お決めになるまで待つて、例えば水利権の更新のときに当事者がみずから、「これはもう結構でございます。多過ぎるから減らしてください」と、そういうことを言うまでは何もしないんですか。なぜ皆さんはそういう権限をお持ちなのに有効にお使いにならないのか疑問に思うわけです。

ということで、最初に返りますけれども、総論としては非常に立派なことが書いてありますが、各論の、しかも今回の同じ原案のレベルで論じておるのに全くそちらの方が欠けているというふうに思いますので、私は、ここの意見案ですね。これの方がよろしいと思います。

以上です。長くなって申しわけありません。

○山下委員

はい。では、お願いします。

○池野委員

池野です。だから、ここの議論はいろいろあるから河川管理者も含めてそういう場をつくって、話し合いをしないといけないのではないかと考えています。それをやれば、今の答えも、ここの答えも出てくるような気がします。例えば見直しも、地整側も「余れば返しますというのが基本ですよ」という答弁もありましたし、ここの議論はそういう信頼関係が築かれないと出来ないのではないのでしょうか。だから、利水者会議という提案があるんですから、それを実行したらどうかと思っ

ているわけです。

○千代延委員

もう一回言わせてください。

○山下委員

では、お願いします。

○千代延委員

千代延です。そういう会議を設けてやるという、これは結構ですよ。しかし、この原案の中で、川上ダムをつくる場合その中に利水容量を入れる、このことを今決めるんですよ。そのときに「難しい話ですから、今から会議を設けてよく相談して決めたらいい」、そんな時間はないのと違うんですか。そこを私は言いたいんです。以上です。

○池野委員

まあ、あんまり意見を言うと。

○山下委員

いや、どうぞどうぞ。

○池野委員

いいですか。

○宮本委員長

思う存分に言うてください。

○池野委員

だから、逆に言うと、斡旋に乗り出しても答えが出なかったような感じになっとるんですね、今の川上ダムは。という理解をしておるんですけれどもね。

○山下委員

どうですか、千代延委員。

○千代延委員

いや、私もここばかり2人で言うとするのは大変申しわけないんですけど、そのことがやられてないと私は思っているんです。また個々になりますけれども、それは幾らでもご説明しますけれども、今まで十分やられているかどうかということになりますと、河川管理者は十分やられてないと、そういう判断を私はしております。だからそういう今までのような発言をしたんです。以上です。

○山下委員

この点はほかの委員も含めていかがでしょうか。私なりに、お二人の議論というのは、要するに

河川管理者がもう少し積極的に乗り出すという姿勢を示してというのが千代延委員のたたき台に賛成のご意見で、池野委員はむしろ利水者の間の検討会議を立ち上げて、そこでこれからやってもらえばいいのではないのという提案をした方がいいのではないかという、そういうことだと理解をしたのですけれども、違いますか。

○池野委員

いや、そういうことですよ。立ち上げて。

○山下委員

では、川上委員。

○川上委員

川上です。池野委員がおっしゃる常設の利水者会議等を早急に立ち上げるべきだということは、これは原案でもちゃんとうたっているわけです。「従来渇水対策会議を開催してきたけれども、水需要抑制策を含め、総合的に検討するための組織への改変に向け関係者間で調整する」というふうに書いておりますので、ここで殊さらに言及する必要はないんじゃないかと私は思うんですね。基本的に私はこの原文のままでいいと思いますが、あえて言うならば、この「姿勢が見られない。」という表現をしているところを「原案で姿勢を示すべきである」というふうに修正するというものでいかかかと私は思うんですけれどもね。

○山下委員

はい、ありがとうございます。では、河田委員、お願いします。

○河田委員

私もこの意見に書かせていただいているのはまさにそのとおりなんですね。それで、この前の委員会で「これはカルテだ」と。悪いところだけを指摘するんだというふうにとればわからないこともないんですが。やはり、今川上委員が言われたように、原案に書かれていることですから、それを粛々とやっていただきたいということであってですね。だから、あんまりこんなカルテで「おまえは悪いぞ」というふうな書き方はしない方がいいのではないのかと。

今、千代延委員のおっしゃていることもやっぱり接点があるんですね。ですから、きょう某新聞に載っておりましたけれども、大阪市と大阪府が水道について協議を始めた。それで、トップはうまくやれると思っているのに実務レベルではどうも信頼感がなくてという、こういうことというのは実は非常に難しいんですね。やっぱり当事者の信頼感というのがないとなかなか難しい。ですから、時間をかけてやらなければいけないわけで、いきなり国が言ったからといって進むわけはありません。やはりこれまでの経緯を踏まえて、かつこれからどうなるんだということも予測し

ていただいて、こういう方向に関係者が同じテーブルに着いて議論するということを早急に実現していただきたいと、こういう意見でまとめればいいのではないかと思います。よろしいですね。

○千代延委員

一言。千代延です。すいません。

河田委員の今の意見でいいんですけど、事実として、私は河川管理者に文句ばかり言いたいわけじゃないんですけども。

○河田委員

言ってるじゃないですか。

○千代延委員

まあまあ、ちょっと待ってください。新聞でも報道しておりますけど、大阪市は今、水が余つるという表現はされておられませんけれども、よりたくさん売りたいというので自分の大阪市以外に給水を7市にされております。もちろん受ける側の方も大阪市さんは昔有利な条件で水利権を得ていますから安いということはあるんですけども、やっぱり水は現実には余っていると。だから、もっともっと売りたいわけです。そういう状況にあるのにもう一步踏み込んでいただけないという私の何とも言えない気持ちを。余りしつこく言いますと嫌われますので、この辺でやめときます。

○河田委員

では、僕から。

○山下委員

では、河田委員、お願いします。

○河田委員

このような情報はいっぱい持ってますので幾らでも言えるんですが、南海地震が起こって大阪市の水道のライフラインがどうなるかという評価をしているんです。大阪市は2つの大きな浄水場で給水しておりまして、例えば柴島の浄水場が被災すると、これはとんでもないことになります。ですから、もちろん日々の水需要についての利水の問題というものは当然今千代延委員がおっしゃったようなレベルでやらなければいけないし、やはり一たん、特に南海地震というのは発生が間違いなくあるわけで、いつも「本当に来るんですか」と言われるんですが、本当に来るんですよ。

それで、いつ来るかというのは、未来永劫に來ないのではなくて、直近に來るということを考えていただきますと、水供給の冗長性というか、そういうものをやっぱり考慮しなきゃいけない。それはやはり市のトップが判断しなければいけない問題なのです。ですから、通常の議論に乗るところとそうでないところがやはり行政にはあると思いますので、そういうことも踏まえてこの水需要

の問題は議論していかなければいけないということなのですが、よろしゅうございますか。

○千代延委員

結構です。

○宮本委員長

よろしいですか。

○山下委員

では、宮本委員長。

○宮本委員長

委員として申し上げます。

大阪市は確かに今の水利権と実取水量がすごく乖離があると。昭和47年からすごく、端的に言えば余っていると。それに対して大阪市の方は、せっかく今まで一生懸命つくってきた水利権なんだから持ちたいと。その気持ちはよくわかります。もう1点は、いざというときに周りの市町村に供給。例えば、今、大阪市と大阪府の協議の間では売りたいんだという話をされています。これは私は新聞報道で聞いてますけれども、そういう発言がございます。水利権行政を扱っている近畿地整はこの状況についてどのように今お考えになっているんですか。私も近畿地整で若いころ水利権行政をやりました。河川調整課長でやりました。そのときには、更新のときには、一体その水利権は本当にこの10年間に使われる必要があるのかどうか、その量を算定しますよね。算定した上で必要最小限の水利権を与えるわけです。今の大阪市がたくさん余っているんだと。それは周りの市町村にいざというときに売るんだと大阪市は言っているんだけれども、そのようなものの水利権を与えているということに対して近畿地整の水利権行政の担当者はどのように思われているのか、お聞きます。

○山下委員

今の点は大事なところだと思うので、地整の方で答えをいただけますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

淀川水系総合調査事務所の岡村でございます。

大阪市さんがこの前言われている話は、どちらかというと、渇水時の緊急水融通ということで行われているというふうに理解しております。

あともう1点。現在、水利権につきましては、非常に水の状況が変わっておりまして、10年間の需要の見込みが少しはっきりしないことがありまして、短期的な更新を行いながら少し精査をしているという状況にあります。

○宮本委員長

そうすると、今のあの水利権と実取水量については一時的な乖離であって、妥当なものであるというふうにおっしゃるわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

岡村でございます。水利権につきましては当然のことながら基本的に10年間の需要を見込みまして水利権を許可していくんですけれども、ただ、もう一点、水源につきましては別途各利水者が保有している施設ということでもありますので、今後の気象状況のある程度踏まえた利水の安全ということは当然考えていく必要があると思ってます。

○宮本委員長

水源は当然そうなんです。水源はそれぞれの利水者が負担されて持っておられるものですから、ダムの貯留権は当然その水利権者が持っているわけです。しかし、今言っているのは、幾らダムの貯留権があっても、水需要が少なかったら、その分しか水利権を与えないではないですか。水利権行政のイロハじゃないですか、これは。それに対してどう思っているんですかということをお聞きしているんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

水利権については当然のことながら必要な需要の見込みに応じて許可していくものですので、今後当然精査する中で必要な水利権量を更新していきたいと思ってます。

○宮本委員長

ですから、昭和47年から今の状況に向けて一体、原案でも基礎案でも、河川管理者は水需要の精査をやるんだと。それによって必要なところ、不足なところについて水融通するんだということを理念として書いているわけですよ。その精査をどのようにされたんですかと。それが見えないからここで「理念はいいんだけど、具体的な施策については姿勢が見られない」という表現が書いてあるわけですよ。

○山下委員

だから、これから云々ではなくて、これまでどういうふうに精査してきたんですかというところについてのご質問なのですが、その点はどうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

当然のことながら各需要をお聞きしているんですけれども、現時点で需要の見込みといいますのは単に人口的な動向だけでなくて今後の市自身の施策、今後の市の総合的な行政そのものですので、その意味では現時点ではまだ少し将来的なものが詰まってないという状況になっておりまして、

短期的な更新を行いながら少し精査作業を続けているという状況にあります。

○山下委員

では、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。全くわかりませんね。10年に1回って、何回おやりになっておるんですか、更新を。それで「精査、精査」と言うて。もちろん水需要の見通し、人口の増減などわからないことはあるでしょうけれども、あれだけ40数年にわたって傾向が続いておりまして、この差があるのを今のよな言い逃ればっかりして先送りして、わずか1%の水利権を移したらどうかという話には横を向いとるという、そういうふうには私には受け取れるんです。

だからきょう、余り大きな声を出したらあかんのですけれども、そういうふうな感じを今ぶつけておるんですよ。もう何ともやりきれない気持ちなんです。これで今からもまだ精査確認して「わかりません、わかりません」でほっておかれたら、河川というのはもともと公のものだから国交省というところが管轄しとるんでしょう。そのことをもっと考えて、今までに10年ごとに一体どういうことをされてきたのか、もう一回答えていただきたいんです。

それは上水だけじゃないですよ。工業用水についてもあるんですよ。工業用水についても3分の1ぐらいしか使ってないでしょう。ですから、済んだことはどうにもならないかもしれませんがけれどももう一度丁寧に「実際にこういうふうにした結果、今のようになくなったんだ」ということをご説明いただきたいと思います。以上です。

○山下委員

いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

現在の水利権、幾つかの利水者につきましては既に10年間の更新期間を過ぎておりまして、今言いました、短期的な更新を行いながら少し内容の精査を行っているという状況でございます。確かに現時点では実際の取水量と水利権量にかなり乖離がありますので、今後そういう中身をお聞きした上で水利権の見直しは当然行っていく必要があると考えております。

○宮本委員長

この議論は何回もやってきたんですよ。今まで何回もやってきたんです。この今の河川管理者のご答弁と今私どもが言った疑問点といいますか意見、この乖離がずっとあったわけですね。したがって、この意見書案を書いた立場の人間としての気持ちは、理念はいいんだけど、全くその方向で、例えばさっきの利水者会議でもいいんですよ。利水者会議を早く立ち上げて、そこで一生懸

命やりますと言うんならまだそれはいいんだけど、そういうことも見えずに、もうこれですこについて水融通の調整はやらないという今のご姿勢から「積極的に実施しようとする姿勢が見られない。」という表現を書いたんです。これについて委員の皆さん方はどう思われるのかということとをきょうはお聞きしていると私は理解してます。

○山下委員

寶委員のご意見に出ているこの「具体策」というところは、むしろまさにそういうことを全然やってこなかったのではないかということと絡んでくると思うんですが、いかがですか。

○寶委員

寶です。私は「姿勢が見られない。」というその最後の文言については前回の委員会と同じように修正したらいいと思っております。それで、この14ページの私の欄ですね。それから、審議資料1-2の115番ですか、ここにも書いてますように、委員長、副委員長がご準備された文言の一部を生かして、あと後半の方は「水道事業の持続可能性といった観点も踏まえ、流域全体として、安全・安心で廉価な水を継続的に供給できるような具体策を計画に書き込むべきである。」ということで、先ほど千代延委員がおっしゃったような水道事業の持続可能性といったことまで配慮して、そういうこともここに書いておいた方が意識してもらえるので。だれが読んでもですね。河川管理者でもほかの方でも、こういうことが必要なんだなということを意識してもらえるように書いたらいいのではないかと。

それに加えて、願わくは具体策を委員会として提案できるとさらによいということで、先ほど池野委員がおっしゃった常設の利害者会議というような具体的なものを書かないと、一応ここでは意見を言わないと、それを河川管理者が案に書くかどうかわかりませんが、もう既に「その方向を目指す」と書いてあるというだけではあれだと思えますね。ですから、この「実施しようとする姿勢が見られない。」という突き放したような言い方ではまた同じような態度をとられる可能性だってあるわけでしょう。ですから、「具体的にこういうこと、こういうこと、こういうことを盛り込んだらどうか」というふうなことを書けるものなら書いたらいいのではないかというのが私の趣旨でございます。

○山下委員

ただ、ちょっと今議論が対立しているのは、まさにこういう具体策をとれるのにとってこなかったのではないかというところがあると。それがまさに「積極的に実施しようとする姿勢が見られない。」という表現になっているんだけどという点で、したがってその点について具体策をとってくださいということであれば、そしてどういう具体策をとるべきかということであれば単にここ

の常設の利水者会議等の立ち上げということでとどまらないということになってこないかという気がするのですが。恐らくその点をちょっと整理しないと話が先へ進まないと思ったのですが、いかがでしょうか。

○寶委員

寶です。池野委員のご提案を取り上げたのは単に一例でしてね。まだほかの委員の方々のご意見も聞いてないので一例でして、とにかく具体的なことを書いておいた方がわかりやすいんじゃないかなということですね。ですから、今まで1次、2次の流域委員会でもこういうやりとりは当然しておられたわけで、それが何であんまり進んでないんだということだろうと思いますけどね。だから「姿勢が見られない。」と書いてあるんだと思うんですけど、原案に対する意見なのですから、原案を読んで姿勢が見られないということは今まで議論に参加してないとわからないわけですよね。ですから、その辺で原案に対する意見としてこれが適切かどうかと。この表現がですね。そういう意見ですけどね。

○山下委員

本多委員、いかがでしょうか。

○本多委員

本多です。私も基本的には原案に賛成で、言葉的にはもう少し。

○宮本委員長

原案ですか。

○本多委員

あつ、ごめんなさい。

○宮本委員長

意見書案。

○本多委員

いえ、こちら、原案ですね。

○宮本委員長

原文に。

○本多委員

ええ。原文に賛成で、もう少し表現としては、「姿勢が見られない」というよりも「努力してほしい」という要望に変えた方がいいのではないかというふうに、その程度のものです。

以前、流域委員会が始まったときに、河川管理者は、この整備計画に書かれたものはやるけれど

も書かれなかったものはしませんというふうに、ずっとおっしゃってこられたんですね。そのように書いていただいているのであれば、私はしっかりやっていただくというのが当たり前ではないのかなと。我々のゴールはあくまでも、ここに書いてあるか書いてないかだけではなくって、書かれたものがやはりちゃんと実施されるというところを期待したいなというふうに思いますので、そこをやはりきつく要望したいというふうに思います。以上です。

○山下委員

はい。ほかにいかがでしょうか。

では、川崎委員、お願いします。

○川崎委員

川崎です。先ほどちょっと2個目のところの意見、表現のことだけ申したんですが、その3個目で私が書いた意見というのは、まさに池野委員と、それから河田委員の書かれていることと同じ視点で、同じ内容で書いてます。

1つは、国の管理者の方は、これまで節水問題だとかいろんな問題で、利水の問題というのは恐らく地方自治との間で、関連ですね、調整を全くしなかったわけではなくて、しようとしていたけれども権限をどこまで持っているのか。地方自治の権限というものと、それから国の権限というのがどこまで踏み込めるのかということで、恐らく具体的な問題に至って障壁がかなりあったのではないかというふうに考えてます。

1つは、地方自治体の中で、これからの水資源開発だとか、資源開発という言葉がいいのかどうか分かりませんが、都市の中の開発がスクラップ・アンド・ビルドで形が進むのであれば、それはそれで簡単な話なんでしょうけれども、そうではなくて、具体的にはスクラップ・アンド・ビルドができなくて、別のところへスクロールしながら都市開発というのが進められているという可能性が非常に多いわけなんです。

そのことを、例えば地方自治がそれぞれに持っていて、将来予測として、不確定な部分なんだけれども開発の余地を残しておかないと都市が担保できないという形で、地方自治はそういうものまで見込んでですね、要するに、現時点で具体的に数量としてあわせないけれども、こういう開発をする、こういう場所をするというようなことを持っておかないとなかなか動かなくて、それでそれを逆に計画案の中に地方自治は盛り込んだとしても、それを全体で見て公平に精査するということがなかなか、要するに現在行われてないことで将来予測のことに関しての評価になるわけですから、なかなか権限が出せないし、逆に言うとそこまで、精査の中身まで深入りしていくと、どんどん各自治体の中の都市の成立の中身まで、上下流の管理の問題を超えてどんどん踏み込んでいかな

いといけないので、現実的な中で壁があることは事実だと思うんですね。

それは今回、例えば大阪府とか大阪市の間で調整されるというようなことも第一歩だと思うんですが、やはり地方自治がそれぞれに考え方を変えると。要するに、国がこれだけ使いなさいなんていうことを頭から言っても、それはそれでまた、絵にかいたもちになってしまう可能性があって、地方自治がその考え方をそれぞれで協力し合っていくようなコンセンサスができないと、拙速にやっても結果的にはいいような形にならないというふうに私は考えてまして。

そういう意味で、池野委員と同じような意見で、実際の相互協力を得るような場ができればこれはかなり大きく進むと。町づくりなんかでもそうなんですけれども、こういう場が、例えば市民参画、地方自治の協議会等が立ち上がることによって、かなり大きくその転換が変わりますので、そのあたりを含めて現実的な案はそのあたりなのかなというふうに私は考えております。以上です。

○山下委員

ありがとうございます。では、深町さん。

○深町委員

私はもともとの意見書の内容に納得していたので特に書かなかったんですけども、私自身が感じたものとしては、やはり今あって使われてないものは大事に使って、いろいろ融通しながら最大限するというような姿勢が一番大事だと思いますし、そういう部分が見えないで新しいハードの整備をするというような、まさに原案、計画案そのものをそういうふうにとれるような内容が主体になっていると思いますので、将来的なところはわからない部分はあるかもしれませんが、今までの先ほどのお話で、何十年間の傾向とか、今の利水権とかの問題を見たときは、やはり河川管理者が積極的に、そういう部分をどう解消するかとかいうところを見せる中で次のステップをやるというのが、まあ納得いく議論なのかなというふうに思っています。

それから、自分で書いた次の項目のところとも関するんですけども、追加のところ、地域の生活とか文化とか歴史とかというふうな話のちょっと補足も含めて申し上げますと、やはり川の水というのはとても大事だと思うんですけども、湧水とか、地域にいろんな使える水源というのは歴史的に見ても文化的にもいろいろあるので、そういうのを最大限に活用する中で、どうしても足りない部分についてほかから持ってくるというようなことを考える姿勢とか工夫というのを、よりもうちょっと強い形で具体的に出してほしいというふうな思いがあるというのも、その続きとして出た意見です。以上です。

○山下委員

はい、ありがとうございます。では、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。今、川崎委員のご意見ですけど、非常に優しいご意見だと思うんですが、例えばこの利水者会議の常設ですね、これはもう基礎案のときから出ているんですよ。恐らく、一向にたとえば語弊があるかもしれませんが、私は途中で何度もお聞きしておるんですけども、前に進んだ形跡は少なくとも私は感じられなかったんです。

そういうことと、最初に申しました具体的な、あの淀川水系の一環である伊賀市水道用水について、まだやりようがあると思うんですけども、全然手をつける姿勢がないということから、ここに書かれていること、これをやる気がありますというふうに整備計画原案を書き直すというのは難しいかもしれませんが、本当に幾ら書かれてもそれが前に進まないというもどかしさ、それをどういうふうにまとめたらいいかわかりませんが、今の段階、現時点ではですね、やはりこの意見の案に書いてあるような表現は少なくともしていただきたいと私は思います。以上です。

○山下委員

ほかに、では綾委員。

○綾委員

綾です。この段の言葉はですね、「しかし」で結ばれているのは前段と関係しているわけですね。前段でこういう社会を目指しますよということが書いてあって、整備計画原案の中には、その次にはすぐ川上ダムと丹生ダムのことを想定しているような文面が続いているわけですよ。

委員会で議論したのは、そうではなくて、川上ダムとか丹生ダムで必要とされているような水需要というのは、実はその水需要管理といいますか節水型社会、それを実現するために一番いい例題でしょうというようなことでずっと今まで議論してきたわけなんですね。それにもかかわらず、そういうことがこれに出てきているということが、非常に何か我々としては理解しづらいといいますか、そういうことで書いてある、2段目が「しかし」ということで出てきているわけですよ。

それでまあ、私はそれをもう少しわかりやすくするために、それは最初に示した基本的な考え方に従って修正してほしいという形で、わかりやすいような形で意見をまとめさせていただきました。

それとあと、今議論になっております池野委員の利水者云々の話は、いいことはいっぱいここにも書いてあるわけで、いいことをちゃんと書きなさいというご指摘であるんで、これは書いていただいたら結構かと思いますけれども、そのためにこの今書いてある文面を削除する必要はないと私は思います。以上です。

○山下委員

はい。ほかに、では河田委員、お願いします。

○河田委員

僕はきょうは千代延委員のお目付役みたいな形で座っておるんですけども。

ここに私、歴史的な経緯と書かせていただいたのは、要するに水資源というのはそれぞれの利用する側が財政負担を実はやってきた経緯があるわけですね。これがやっぱり治水と違うところであると思います。ですから、やはりこれからのいわゆる新しい水資源開発にしましても、それを直接利用する側がラウンドテーブルに着く必要があるのであって、それはやはり国側は積極的に進めるということをもっと明確にしてほしいと。

今、川崎委員がおっしゃるように、これは水を利用する側が実は直接関係することですから、このところをもっと動いていただかなければいけないわけで、そういう動きを惹起するようなことをぜひ積極的に国としてやっていただきたいという文言であれば、問題はないんじゃないでしょうか。

○山下委員

私なりに理解をしたのは、表現をどうするかはちょっと置いておいて、例えばこういう常設の利水者会議等を早急に立ち上げるとかいうことを、むしろこの原文の後につけたらどうだという、そういうご提案だと思ったんですけどね。その点は、では川上委員。

○川上委員

川上です。それについては、先ほど申し上げたように原案にちゃんと書いてあるんですよ。原案の72ページの一番下のところを見てください。「利水者、関係自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策のほか、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する」と、ここまで書いていますからね。重ねてなぜここに書く必要があるんですか。私は書く必要はないと思います。原案のこの部分を、むしろ支持したいと思います。

○山下委員

追加する必要はないという。

○川上委員

はい。ない。

○山下委員

その点は。

○宮本委員長

いいですか。

○山下委員

では、宮本さん。

○宮本委員長

確かに常設利水者会議をやるというのは、原案にも書いてあるし、基礎案のときからも書いてあるんです。これはもうやりますと、非常にこれは大事な話だからやりましょうと。

今、河田委員がおっしゃったみたいに、この水の話はそんなにぼつぽと足し算引き算できる話ではなしに、いろんな経緯がありますから、やっぱりどうしてもそういうひざを突き合わせて議論しないといかんということで、その必要性から基礎案のときから書いてあるんですね。

ですから私は、もし書くのであれば、これはあえて、こういうことをやれというのではなしに、もう既に基礎案の時代から書いてある、まあ言ったらその常設の利水者会議を早くとにかく有効に立ち上げて、川上の今の伊賀用水の話も含めて議論をきちっとやるべきだということであれば、私はそうかなと思います。

○山下委員

ほかに。まだご発言がない委員もいらっしゃいますが、いかがでしょうか。

では、竹門委員。

○竹門委員

この段落に加えるかどうかは別として、先ほど深町委員がおっしゃった、既存の水源に関する記述はあった方がいいと思います。原案には、水需要が逼迫している地域の対策という形で明記されているわけですが、果たして本当に逼迫しているのかという疑問は、これまでの説明ではぬぐい切れませんでした。

たとえば、その既存の施設が老朽化したから、それを新しい水源に変えるという理由で「足りない」と判定されている場合は、既存施設を手当てをすれば、まだ使えるわけです。したがって、この分については説明のグラフではなくなったかのように見えても実はなくなっていないわけです。

ですから、この問題については、深町委員のおっしゃるように、既存水源の活用についても文化的な観点、あるいは先ほど議論になってました持続可能性の観点からも、活用を検討するべきであるという意見がどこかに書いてあった方がいいと思います。

○山下委員

はい、ありがとうございます。では。

○水野委員

すいません。私も実をいうとここで意見を書かなかったのは、原案に書いてあるということで、

これの実効性を持たせればいいというのが私の考えでありました。

それで、実を言うと岡田委員のところに書いてあることが私の思っていることとほとんど当てはまるんですけど、唯一書いてないとすれば具体的な手順。例えば、利水者会議をつくる。その次に提言が行われる。それを実行してみる。実行するとその問題点がまた生じたときにそれを修正するといったような、その流れと手順みたいなもので明確に提示してあれば、幾ら何でも実効性が担保できるのではないかというふうに思いますので。

加えたとしたら、この岡田委員が書いてある、実験的でもいいから具体的に実施できるような手順まで書くように求めるというのは、先ほどの川上委員のところに加えてもおかしくないのではないかというふうに思います。以上です。

○山下委員

はい。ほかにいかがでしょうか。

これまでいただいたご意見だと、この「しかし」以下の段落のところに、1つは既存水源の活用といったことがもう少しわかるような表現を盛り込めないかということと、2つ目に、ちょっと文章を追加をして、例えば具体例の1つとして、これまで繰り返し指摘されてきていたこの利水者の会議といったものを、それこそ早急に立ち上げて検討をちゃんとやってほしいといったようなことを盛り込むということが出てたと思うのですが。

それで、水野委員のおっしゃった具体的手順の1つの例示として、そういうことを盛り込んだらどうかということではいかがかと思ったんですが。

○水野委員

もうちょっと先まで、会議をつくっただけではなくて、さらに提言をして、実際のものと照らし合わせて問題が生じないかどうかという、例えば本当に災害が起きたときに稼働できたかどうかみたいなのを再度検討するみたいな感じにして、戦略的、順応的に運用できるような精査までするみたいなおところまで突っ込んで書いたら、原案よりは細かく提示できるかなといったところですよ。

○山下委員

はい、ありがとうございます。では、河田委員。

○河田委員

今、副委員長のおっしゃるとおりでいいと思うんですね。あんまり、かゆいところに手の届くようなことは書かない方がいいと思うんですね。むしろ、やっぱりこういういわゆる自治体参画の試みというのは、だれかがきちっとやらないと、みんないいと思っているだけで動かないわけで。ですから、ここはやはり近畿地方整備局が一番いいと思います。ですからそこはやっていただきたい

ということです。そこがやらなかったらだれもやらないということになりますので。

これまで40年間、実はそういう状態だったと思うんですよね。ですからやっぱり、これは国が声をかけて、ラウンドテーブルをつくって積極的にやっていただきたいということが伝わればいいと思います。

○山下委員

これまで何度も言われてきて全然動いてないところですから、その意味では少し強い調子でそういうものの立ち上げに言及するというご趣旨だと理解をしたのですが。

ほかにいかがでしょうか。

○宮本委員長

確認ですけれども、そのラウンドテーブルを早く立ち上げて議論するというそのテーマは、この例に挙げてある、川上ダムの新規利水と異常渇水対策、これを少なくとも、ほかにもあると思いますけれども、それはそのラウンドテーブルで早急に議論してほしいということによろしいですか。

○山下委員

ここにまさに後に追加するというものですから、そういう趣旨だと私は理解をしたんですが。それでよろしいですか。

○河田委員

はい、いいですよ。つまり、全部それは含まれると思います。その中で、具体例が川上ダムの利水の問題だというふうに考えていただいていいと思いますが。

○山下委員

特に川上ダムにかかわる水道の新規水源が、この委員会としてはそれこそ水需要管理の1つのモデル例としてずっと議論をしてきたことですから、その点はきちっと押さえた上でということによろしいでしょうか。

では、寶委員、お願いします。

○寶委員

寶です。だから、私の文章ではそこを省いているんですけどね。だから、その下に例示として挙げたらいいのではないですか。利水者会議と同じようにこういうところも検討してほしいということですね。

○山下委員

そうですね。寶委員のそのご意見の、具体策を計画に書き込むということの1つだろうと私は理解をしたのですが。その点でよろしいでしょうか。

そして3つ目の、第3段落については、これまでのご意見で特に修正もなかろうと思うのですが、何か委員の皆さんからございましたら。いかがでしょうか。

では、川上委員、どうぞ。

○川上委員

岡田委員がここに修正案として提案してらっしゃることは、大変傾聴に値するのではないかと思います。これを評価したいなと私は思っております。

○山下委員

ごめんなさい、このどの部分ということになりますでしょうか。

○川上委員

岡田委員のこの第2段落目の修正案。これは第2段落というよりも、むしろ第3段落の一番最後の文章ですね。最後の文章についての提案だと思いますが。

○山下委員

「そのための試行的実施モデル」等云々という、その部分ということでしょうか。

○川上委員

その言葉は別としまして、モデルとか社会実験という言葉は別としまして、「順応的・戦略的な手順を明示して、原案を修正することを求める」という。表現はちょっと考えるとして、この考え方自体は私は評価できると思います。

○山下委員

そういう趣旨をこの第3段落の中に盛り込むという、そういうご提案で理解してよろしいでしょうか。

○山下委員

では、河田委員。

○河田委員

このいわゆる岡田委員の主張されている方法というのは、まだ確立した方法ではありませんのでね。だから実験的と書かれているわけで。そういうものをやっぱり、ちょっとここに入れてしまうのは問題があるのではないかと。その精神はわかるんですが、やはりこれから学術レベルでもっと開発しなければいけませんので。そのできることとできないことをまぜてしまうと、やっぱりまずいと思いますので。さっきのすっきりしたやつでいいのではないですか。

○山下委員

ほかにいかがで、では川崎委員、お願いします。

○川崎委員

川崎ですが。岡田委員の提唱されているPDCAの考え方というのは、時間概念をきちっと到達目標だと書いて、個々のプロジェクトに対して当てはめるんですが、それは個々に当てはめることは可能なんですが、それぞれの個々の事業によってこのPDCAの中身が変わってくるんですね。ですから逆に、PDCAをこの原案に明示するというのではなくて、こういう実施モデルとか到達目標とかですね、そういうものを明確にするように実施施策を進めていくようにするという書き方であれば、原案の中に入ると思うんです。

○山下委員

なかなかでもこれは、どう書くか、なかなか難しいですね。

○寶委員

はい。

○山下委員

では、寶委員、お願いします。

○寶委員

寶です。私が先ほど発言したこともそうですけど、「流域全体として、安全・安心で廉価な水を継続的に供給できるような具体策を計画に書き込むべきである」ということで、まずこの手順を示すことがそういう、継続的に安全・安心で廉価な水を供給できるような策であれば、多少は書いてもいいのかなという気もしますけど。

○千代延委員

はい。

○山下委員

では、千代延委員、お願いします。

○千代延委員

千代延です。先ほどの河田委員の意見に賛成なんですけど。

例えば、川上ダムの伊賀水道用水の問題は今から順応的に、私も正しくは理解していないと思うんですけども、そういうやり方ではここでは間に合わないのではないかなと思うんですよね。ですから最初の方にきちっと言い切った形で、このところは少なくとも岡田委員のこの提案のやり方といいますか、これはちょっとふさわしくないと私は思います。

○山下委員

川上委員、いかがでしょうか。

○川上委員

わかりました。

○山下委員

別段、時計を見ながら押し切ろうという運営ではないですから、きょうは。では。

○川崎委員

川崎です。今のご意見なんですが、このPDCAというのは、間に合わない、間に合うとかいうものも個々で評価できるわけです。ですから今、実質的に千代延委員が言われたことも、こういう絵が出てくれば、その中で到達度がどれだけで、どこまでで実施しないといけないのか。で、その可能性、課題がどういうのがあって、どういうふうに乗り切ればこういくのかというフローチャートみたいになっているわけですから、それについて書くことについては何ら問題はないというふうには私は考えています。別次元の恐らく意見だと思う。

○山下委員

いかがでしょうか。どう表現するかはちょっと置いておいて、こういう順応的・戦略的な発想をもってやるんだというような趣旨を最後にくっつけるかということですけども。

河田委員、お願いします。

○河田委員

僕はそれは必要ないと思います。それは実施におけるやり方であって、そこに書いてしまうとややこしくなりますので。首都直下地震でも、防災戦略というのはまさにそういう趣旨を受けて、次のステップで具体的にどうするかという提示をしているわけで。ですから、何でもかんでもこれに全部が入らなければいけないというものではないという理解でいいと思うんですが。

○山下委員

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

では、綾委員、お願いします。

○綾委員

綾です。ちょっと今の議論を聞いててよくわからなかったのは、例えばその川上ダムとか丹生ダム、まあ丹生ダムはこれからまだ検討するという話で出ているんでいいんですけど、川上ダムはつくるといったお話ですけど、そこの建設の目的の1つに利水事業があるわけですが、それを利水者会議を立ち上げて今からもう一回再検討してくださいということを求めているわけですか。

私は今の議論を聞いていると、そういうことを求めているというように聞こえるんですが。そのことをちょっと確認したいんですが。

○山下委員

そういうことではないんですか。

○綾委員

そういうことでよろしいんですね。はい。

○宮本委員長

先ほど私が確認しますよと言ったのはその意味ですけど。ええ。

○山下委員

では、竹門委員、お願いします。

○竹門委員

私は今回の議論の中で、先ほどの防災の観点からも、利水施設が一元化することの危険性についても考えた方がいいのではないかと思います。

従来より、利水事業が広域化する方向に進んでいますけれども、個々の小さい水源の利用施設を全部なくして一元化していくということには問題があると思います。さまざまなリスクを考えたときに、既存の小水源もそれぞれ利用できるような形で温存しておいて、水融通でほかにも渡せるようにするというような、一種の複合的な施設管理あるいは組織づくりこそサステイナブルなのではないでしょうか。

淀川水系における利水施設のあり方については、既存施設をなくしていくのではなくて、有効利用しつつもその水融通ができるような仕組みづくりを目指すべきだと書いた方がいいと考えます。

○山下委員

では、河田委員。

○河田委員

現実的に、例えば奈良県というのは吉野川で大量の水を取水して、全部北へワンラインで送っているわけですね。南海地震が起こったときに奈良県全域が断水する危険性があるので、今はどうなっているかといいますと、厚生労働省の中に委員会ができて、大阪府営水道と奈良県営水道と京都府営水道がジョイントするところでバルブをつけて、いざとなったら大阪府営水道から供給できるシステム、こういうものが実はできてきているわけです。

ですから、いわゆる近畿地方整備局がすべて、例えば水についてすべてがそこでやられているかというとそうではなくて、現実にはやはりいろんなところで工夫がなされているわけです。ですから例えば川上ダムをつくるというのであれば、そういうものを1度どうなっているのかということをしきりと調べてみる可能性は要するというわけですね。

ですからそういう意味で、今ここのところはそういうはっきりしたことを提示していけばいいのではないかということを考えているわけですが。

○山下委員

はい。ちょっと待ってください、竹門委員のご趣旨は、淀川だけに依存しない、あるいは特定の水源だけに依存しない。むしろ既存の、まあ小規模のやつも含めていろんな水源というのもきちっと保全しながら、そういうものを活用しながらという、そういうご趣旨でしたか。

○竹門委員

ええ。もちろん、空間スケールを広げれば、大きいスケールでもその議論はありうると思います。

○山下委員

河田委員のおっしゃったような大きい形もあるし。

○竹門委員

ええ、大きいスケールの議論ももちろんありますでしょうが、市町村レベルで持っている水源についても、なくしていく方向というのは必ずしもいい方向ではないというのが、私の意見です。

○山下委員

では、寶委員。

○寶委員

寶です。さっきから何回も言っているのは、安全・安心で廉価な水を継続的に供給できるという意味は、先ほど竹門委員がおっしゃったように、あるシステムがダウンしてもほかのシステムでちゃんと賄えるかとか、そういうフェイルセーフシステム、とにかく冗長性があつたって、それによって継続的に安定して水が供給できるのだったらそれでいいわけですから、そういうことを言っているわけで、継続的に供給できるというふうなことは心に留めておいてほしいなということなんですけど。

○宮本委員長

今皆さん方がおっしゃっている議論は、今後の水資源管理というか、それはどうあるべきかという議論にもう入っているんですよね。例えば竹門委員が今おっしゃったこと。言うたらセーフティネットとかいろいろなことをつなげようという中でおっしゃったと。それはそれでいいんですけど、その議論というのは実はこの委員会ですっきりやってないんですよ。これからの水の安全性、あるいはサステナビリティのことはどうしようかという議論はしてないんですよね。もう一回今戻ってほしいのは、我々はこの原案に対する意見を言おうとしているわけですよね。ですからこの原案に対して、例えば水の情緒性だとかそういうふうないろんなことのセーフティネット

トみたいなことも、実は書かれてないんですよ、これ。書かれてなくて、なおかつ今までこの委員会で議論してないと。我々が今前提なのは、今まで議論したことを踏まえ、あるいは説明したことを受けて、必要最小限の意見を言おうというのが今の意見書ですからね。この意見書案に、これからの水需要管理だとか水供給のあり方だとか、そこを今これから議論して盛り込むというのは次のステップの話ではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○山下委員

その点は。では竹門委員、お願いします。

○竹門委員

ただ、既存の水源の見直しをすれば必ずしも逼迫しているとも言い切れないのではないかという意見については、私は1月と2月にも申し上げております。ですから、水利用システムとして一元化していく方向に対する歯どめについてはやはり盛り込んでもいいのではないかと思いますけれども。

○宮本委員長

わかりました。そういう意味で既存の小さな水源、これをちゃんと見直すべきだというご意見でしたよね。そういう意味においては、その辺は具体的に盛り込んでもいいかと思います。わかりました。

○山下委員

ただ、どこへどう盛り込むかというところはちょっと難しいので、盛り込む方向でちょっと文章を考えるとということでここはおきたいんですが、よろしいでしょうか。それで、あと残っているのがタイトルなんです。いかがでしょうか。欠席している委員のことが頭から抜けていたので申しわけありませんが。あと佐藤委員あるいは水山委員からご意見が出ているんですが、この点はいかがでしょう。特に追加で大阪に絡む話が出ているわけですが。いかがでしょうか。13ページの右の下欄あたりですが。委員の皆さんからご意見をいただきたいところですが、いかがでしょうか。少し何かこの3つの段落とは趣旨がちょっと違うと私は思うのですが。では、川崎委員、お願いします。

○川崎委員

川崎です。これは私も従来から意見を言ってきたことなんですけれども、水需要のあり方について先ほど節水型という言葉が出てましたけれども、節水だけではなくてその利用のあり方の質をできるだけ向上していくその一つの例だと思うんですね。この都市づくりの、例えば御堂筋の「水の路」の社会実験だとかこういうものというのは、それと防災問題なんかもかかわってきますので、

私はこれは非常に重要な視点だと思っています。過去の委員会にも意見発言等をしてきたんですが、なかなかこういうところまで取り上げられなくて、ここでいえば、今現実の問題でいえば、水利用の質と、内容についての評価とか質の担保とかそういったところにつながるということで盛り込むことは可能だと思っています。

○山下委員

では、千代延委員、お願いします。

○千代延委員

千代延です。私は知識がないので教えてほしいんですが、今の水需要とか水利権という話は、上水・工業用水・農業用水、ここで電力は言ってませんけれども、それに絡めた水利権であったり水需要であるんですが、ここに佐藤委員がお書きになっておる、川崎委員も今おっしゃいましたけど、都市づくりですね。こういうところに使う水というのはどのジャンルに入るんでしょうか。これをお尋ねしたいんです。

○川崎委員

私もそれほど詳しいあれではないかもしれませんが、基本的には地方自治体が管理しているものですね。例えば京都でいうと京都の高瀬川だとか明神川の水系だとか、やり水のような形で庭園に引っ張ってきてたりするものについては、防災的な意味もそうですし、都市のアメニティーをいかに出すかというようなことで使われているものでありまして、そういう意味では需要管理の中に入るものだというふうに私は考えています。

○山下委員

ただ、どうなんでしょうか。

○綾委員

綾です。こういう事業をやるということは都市の再開発といいますかアメニティーというのか非常に重要だと思うんですけども、実際にやるときに、ではその必要な水をどこから持ってくるかということが一番問題になってくるわけですね。それは行政の方はいろんな考え方があるし、ここはたまたま社会実験だから短期でちょっとやってみようかというようなやり方もあるかも知れないんですが、恒久的にやろうと思えばやっぱりそれは何らか、今大川に流している水の一部を、維持管理用水を減らして、全体としては減らないことになるかわからないけれども、例えば土佐堀とか堂島を流れているやつをちょっと御堂筋の方を經由して流すとかそういうようなことを考えるとと思うんですけど。そういう考えで可能なのか、あるいは新たな別の水利権的なことを考えるか。

とにかく今水は足りないというような話になってますし、必要な水以外は琵琶湖から一滴でも出

したくないというのは上流側の意見のようでございますから、事業としてはやりたいとは思いますが、けれども、うかつにそんなにすぐできるような話でもない、実験的にはできるだろうけれども、長期間的にやるという意味では簡単にはいかないような話だと私は思っています。だからそういうことをここに書くことはちょっと議論が必要だと思いますけど。

○山下委員

寶委員、お願いします。

○寶委員

寶です。佐藤委員は2月20日の議論でも大変貴重なためになるお話をされたと思うんですけども、上の方の「水需要の拡大傾向を前提として水資源開発を行う従来型発想」と。原案の文案「需要に応じて新たな水資源開発を行う」ということについて修正意見を出されましたね。だけど佐藤委員は、需要に応じて開発するなら正しいとおっしゃっているわけですね。ですから直すのなら佐藤委員のように直すのが1つ。それから2つ目の部分については大阪についておっしゃっているわけで、大阪に水が余剰にあるとすればこういう施策もできるかもしれないけれども、この整備計画に書くかどうかということについては疑問がありますね。

○山下委員

ただ、最初のところについて言えば、第1段落のそれこそ節水型社会を考えた水管理というところとの整合をとるとしたら、拡大傾向というのがいかにかなということで特にもう議論をしなかったのですけれども。

○川崎委員

川崎です。拡大傾向じゃないですね。先ほど綾委員が言われたみたいに大規模に引っ張ってきて需要が増加するということではなくて、現在ある需要の質を見直すということにほぼ等しいわけです。それで使ったものをまたバイパスのような形で本川に返すわけですから、ですからそういう意味での話ではなくて、水自体の利用のあり方の質を問うということの一サンプルだというふうに思います。

○山下委員

寶委員のおっしゃった最初のところというのは、むしろ上の修正のところに絡むご意見かなと思って理解をしたのですが、そうではなかったですか。

○寶委員

寶です。1番目と2番目を連動させて話をしたのかということですか。いや、別々に言ったつもりですけども。この下の方の具体的な施策。私も水の文化を楽しむということは大変重要だと思います。

っておりますので、そういう施策をやるべきだと書くことは、具体的に書くかどうかは別として、具体的に書くのはどうかと思いますけど、やるべきだと書くのはいいと思ってます。「需要に応じて水資源開発を行う」であればそれは正しいと佐藤委員はおっしゃっているわけですから、ここの文章は「需要に応じて新たに水資源開発を行う従来型発想」という書き方がおかしいのではないかなというご指摘でしょう。

○千代延委員

わからない。

○山下委員

ちょっと進行がまずくて申しわけありません。佐藤委員のご意見は修正というやつと追加というやつとの2つあるわけですが、寶委員の先ほどのご発言はどちらの点についてのご意見だったのかなということです。

○寶委員

寶です。両方一遍に申し上げて済みません。まずその上の方は、「需要に応じて新たに水資源開発」ということについて、佐藤委員は「需要がちゃんと正しくて、その需要に応じるんだったらそれは正しいだろう」とおっしゃっているので、ここの文言が佐藤委員のように直す手はあるのかなというのが1つです。

それからもう1つは、大阪地区に水が余剰にあるとすれば、こういう施策ですとかあるいは知事が言っておられるようなグラウンドを芝生化するとかそういうこともできるかもしれないなと思いますので、せっかくある水を有効に使って水の文化を楽しむというか恩恵にあずかるということは、余剰があるのであればやってもいいと思いますし、それをこの整備計画にどこまで書くかということとは考えないといけないなという意見であります。

○河田委員

ちょっといいですか。

○山下委員

では、河田委員。

○河田委員

佐藤委員が追加のところで書かれていることは書かなくていいと思います。というのは、例えば大阪の北梅田ヤードの再開発をやっているんですが、あそこで実は地下水位が上がり過ぎて非常に危ない状態になっているわけです。今大阪市は地下水の規制を非常に厳しくかけてますので、どんどん水位が上がってちょっとこれは危険な状態になって、危険というのは例えば地震でも起こって

地下空間にクラックでも入ったら水が噴き出してくるというような状況が心配されているわけです。適切に管理するとなると地下水をくみ上げて滝のような形で御堂筋を南下させるというようなことも可能になってますので、この淀川水系はそういう中に入れない方が、むしろエクストラでそういうことが可能になっているということですからここに入れる必要はないと思います。

○山下委員

いかがでしょうか。「御堂筋などの「水の路」」云々というのは、ご発言あったように都市のアメニティーというか水と親しむという点では重要なご指摘だろうと思うんですが、そういう趣旨であれば、この3のところにふさわしい話ではないと。むしろそういうために淀川の水を使っていくのだというご趣旨であれば、3のこれまで我々が議論してきょう議論してきたことの趣旨からいくとちょっと外れるなと。そういう意味で、前者のアメニティーその他については、もし盛り込めるところがどこかほかの場所にあるのであればともかく、ちょっとここでは適切ではないということかなと理解をして、皆さんのご意見をまとめるとそういうふうに理解をしたのですが、その点それでいかがでしょうか。

竹門委員、お願いします。

○竹門委員

この文言をどうするかについてはその方針でいいですけども、アメニティーとして入れる場所があれば入れた方がいいという点についてはちょっと異論があります。少なくとも大川の水に関しては、新淀川にもう少しそれこそ水融通するべきだと考えてます。河口の環境を考えたときに、現在新淀川に入る平時の流量が余りにも少な過ぎますので、その意味では、環境もアメニティーも検討項目に加えて総合的に判断するべきだと思います。

○山下委員

ありがとうございます。では、綾委員、お願いします。

○綾委員

今先ほど寶委員がおっしゃった前段の修正のところですけど、これは、私が理解しているのは原文に書いてあることとほとんど同じような趣旨だと思うんですけど、寶委員の解釈はちょっと違ったように思ったんですけども。

○山下委員

はい。それがあったので先ほど私も、どっちのご意見ですかということで確認をしたのですが、その点、寶委員いかがでしょうか。

○綾委員

どちらも、水需要に応じて水資源開発をしていきたいと思いますということは考え方を転換しましょうということを行っているわけですね。それを佐藤委員の方が「拡大傾向を前提として」という言葉に入れているわけですが。原文の方は「需要に応じて新たに」ということですが。

○寶委員

寶です。審議資料1－2の111番の佐藤委員の右側の理由のところを読んで、「ああ、こういうことなのかな」と思ったんです。そのコメントには「原文は「需要に応じて」となっているが、本当に需要予測がなされているなら、「需要に応じて」は正しい」と。ちょっとこの意味がまだ、僕は誤解しているかもしれませんが。きょうちょっと佐藤委員がおられなくて残念ですが。これを読んで私は先ほど感じたようなことを申し上げたんです。審議資料1－2の17ページの一番下の欄です。

○山下委員

では、宮本委員長。

○宮本委員長

ひょっとすると佐藤委員の記述の方が正確なのかもしれないかなと私も今思いました。ただ、書かれた方がおられないものですから、趣旨がもう一つ今ここではみんなの想像だけです。基本的には原文のままにさせてもらって、それでまた最終出したときに佐藤委員から特にあればそこで考えるということにさせてもらってはどうか。

○山下委員

そうしましょうか。おられない方のご趣旨をここで我々がそんたくしても難しいところがありますのでそうさせていただきます。あとタイトルについては。綾委員、先ほど遮ってしまったので続けてください。

○綾委員

これは前の環境とかいうことと一緒に、余り否定的な形といいますかそういう形が強いので、委員会が求めているものはどういうものを求めているかということを意見書として書くわけですから、そういう形で。具体的施策の欠如というのは指摘でありますから、どういうものを目指してほしいというような意見の形に書きかえました。

○山下委員

では、寶委員、お願いします。

○寶委員

私のは14ページの左から3つ目のカラムのトップに書いてありますけれども、私がここで「従来型水資源開発」と言っているのは、流域一様に長期拡大増大傾向という意味でありまして、先ほど申したように、場所によって、あるいは時間も考えつつ水需要をちゃんと把握してやる開発ですね。

「従来型水資源開発から脱却し、水需要管理の具体的施策を盛り込むこと」というようなタイトルにしたかどうかという提案です。

○山下委員

はい、ありがとうございました。この点についてほかに。では池野委員、お願いします。

○池野委員

進め方ですけど、タイトルは最後でやるという議論ではなかったんですか。

○山下委員

そうでしたか。

○池野委員

そういうふうに理解しています。というのは、この項目だけというよりも環境もダムもいろいろあるし、たしかタイトルは最後で、内容を行ってから議論しようというのが前回の答だったと思っています。

○山下委員

済みません。私はその部分を忘れてました。ではタイトルは最後にそろえてということで。申しわけありませんでした。

○池野委員

それの方が統一がとれるんじゃないですか。

○山下委員

それでは、3のところは以上ということでよろしいでしょうか。あとは委員長にもう一回戻してということで。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは3の項目については今審議いたしまして、皆様方のきょうのご意見を踏まえてまた修正案といいますか文をつくりたいと思います。ぴたっと予定時間の12時に終わっていただきましてありがとうございます。昼休みの休憩に入りたいと思いますので庶務の方、お願いいたします。

大変失礼いたしました。午前の部の最後の一般傍聴の方のご意見。もう一回念を押しますが、1

日1回ですから。ぜひそれはお願いいたします。よろしいですね。では、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。今委員長提案のとおりでもいいのですが、今の議論の内容を聞いていて、傍聴者発言が1日1回というのは極めて不当であります。1日1回ということになりますと、全体の議論、特に住民の原案に対する意見が午前中全然議論されておりません。これはどういうことなのか。委員の方、住民意見のところの資料をよくよく読んで下さい。その発言、議論が一つも出てないのです。河川管理者も含めてです。それが1点であります。ですから、2回目も3回目も発言させていただきたいと思います。

それから、新任の河川管理者の紹介が冒頭にありましたけれども、コミュニケーションとキャッチボールを進める上で一体どういう意気込みで来られているのか。淀川河川事務所長、それからダム関係の所長、それから府の関係、各自治体もありましょうし、冒頭にあいさつ・意見をきちっと住民の前に明らかにしてほしいと思います。

特に自治体の方がこの委員会、過去からですけど、河田委員からも奈良の問題とかいろいろ発言がありましたが、大阪府の水の問題。昨日も橋下知事が船上視察ということで、大阪にはこんなすばらしい財産があるから水の都を発展させようと新聞報道されています。これはこれまでの議論とは違うと思います。これからの流域委員会は、各自治体の方もぜひ発言していただいて、今後ついては、実はこう思っているのだということもあえて出していただきと思います。一般の住民が聞いておるわけですから、実りある審議をやっていただきたい。以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。1日1回と決めましたので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。こちらはもうおられないですね。では、こちらから。

○傍聴者（佐川）

高槻に在住しております佐川でございます。きょう午前中の審議で全然審議の対象にならなかった問題があります。それは、需要予測に基づいて、天ヶ瀬ダムの再開発に京都府営水道が $0.6\text{m}^3/\text{s}$ の水利権を獲得しようとしておることでございます。当然のことながら、その前提として京都府営水道が需要予測をいたしました。河川管理者はそれを精査・確認なさったと言われております。しかし、きょうの参考資料1のNo.1010に私は意見書を書いておりますけれども、No.1010の6/12を開いていただきたいと思います。

ここに京都府営水道の水需要の予測結果ケース1とケース2、それからその結果に基づいた水需要の見込みというのがその下に入っております。ところが、ここでもって実績欄で人口の実績が書

いてあります。例えば表－1の一番上、平成15年行政区域内人口64万1951人、それから給水人口が63万8937人。この数字がどこから出てきた数字かわかりません。というのは、私は京都府の統計書に基づいて集計しました。そうすると実際の数字がこの数字より4000違っております。それから、その次の生活用水欄をごらんいただくと、平成15年のところが。

○宮本委員長

佐川さん、済みません。2分ルールなので短くお願いします。

○傍聴者（佐川）

これはデータが欠落しております。ところが、予測は平成13年から15年の実績値に基づいて予測してますよということを京都府の資料では冒頭に書いてございます。京都府の資料では。そうすると欠落していながら、それでは何でこんな予測ができたんだという疑問が残ります。同じように一日最大給水量というのも違ってしております。そういったことで実績値がことごとくでたらめで、これでもって本当に予測ができたのかと、せめてもう一度精査・確認をし直してくださいよというのを流域委員会は言うべきではないかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは、こちら。

○傍聴者（荻野）

荻野です。「水需要管理の具体策の欠如」ということで、表題、いろいろ議論はあろうかと思いますが、非常にわかりやすく簡潔な表現であると思います。これについて原案では72ページ・73ページが該当する箇所であろうかと思います。委員の皆さんはもう一度このところを読んでいただきたいと思います。この中に河川管理者の姿勢があらわれています。

我々は6年間この水需要管理という言葉キーワードに利水について議論をしてまいりました。皆さんが今議論されたことは、大体その議論の筋に沿っていると思います。素直に議論をしていたとこんなふうになるのかなと。先ほど委員から紹介がありましたように、我々が出しました「水需要管理に向けて」の小冊子ですが、そのようなことがずっと通して書いてあります。そのことを皆さんは大体、ご理解いただいていると思います。その理解の上に立って72ページ・73ページをもう一回読み返していただきたいと思います。これが河川管理者の姿勢です。すなわち「総論賛成・各論反対」あるいは先ほど言われました「仏つくって魂入れず」というようになっております。

きょうは利水管理者の会議を設置しようという文言を入れようということでもいいかと思います。その内容は何かと。何を検討する、どういうことをやるのかという具体のテーマをこの委員会でき

ちっと指し示していかれるとよろしいかと思います。時間が来ましたが、河川管理者の皆さんはこのことを強く頭にたたき込んでいただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。こちらお願いします。

○傍聴者（野村）

「関西のダムと水道を考える会」の野村でございます。私どもはこの10年間、淀川水系の水資源開発を中心としました水行政をそれなりにウオッチしてきたわけです。それからいいまして2点申し上げます。

まず1点目は、この案の、「水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない」という表現でございますが、まさにこのとおりなのでこれはそのまま残していただきたいと私どもは思います。その理由は、きょうも出ておりましたが、1つは大阪市などの水利権の更新ですね。これが非常にあいまいです。それからもう1つは常設の利水者会議というのも出ておりましたが、以前ありました渇水対策会議が、たしか基礎案が契機だったと思いますが、常設という形で切りかわったわけです。形の上では今でも生きているはずですが、しかし、全然機能しておりません。開催されていないはずですが、1回目以後は開催されていないと思います。そういうのが実態です。

2点目は、川上ダムの利水。きょうはいろんな問題が出ました。川上ダムの利水、異常渇水、それ以外に大阪府と大阪市の水道の統合問題、あるいは広域の連絡管の問題ですね。あるいは河田委員から地震だとか地下水の問題も出ました。これはちょうどいい機会なんです。ですからこの機会にいつそちゃんとした常設会議を設置して、そしてここでしっかりと水全般の審議議論を十分やるというのが非常に大事だと思います。ですから、今荻野先生もおっしゃったように、意見書にはその辺をしっかりと明確に書き込んでいただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。もう1人おられますか。はい、どうぞ。

○傍聴者（田村）

大津市の田村でございます。3月11日開催の第74回流域委員会において、宮本委員長及び副委員長がたたき台として作成された「淀川水系河川整備計画原案に対する意見(案)」について、18日までという大変短期間の条件にかかわらず一般の方々から修正等の意見が多数応募されたということとは先日聞かせていただきました。その結果が第75回の流域委員会の審議資料の1-3-2にまとめられておりますけれども、その意見について委員の皆様方は一般の応募された修正の意見をどのように今後反映されるのか、また議論されたのか、その辺がちょっと我々の方としてはわからない

んですが。もしされてなければいつ議論をされるのか、又、どのように反映するか検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○宮本委員長

これはお答えするというルールではないんですけれども、我々は、一般住民の方から出てきた意見については、少なくとも私は全部目を通してます。各委員も恐らく目を通していていると思います。意見に目を通した上でそれぞれ委員が自分なりの責任を持った意見を述べていくという格好にしておりますので、一応そういう格好で皆さん方のご意見を我々は反映しているということでございます。

これで朝の部の一般傍聴の方の意見はおしまいということによろしいですね。それでは庶務、お願いします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、午前中の会議はこれで終了いたします。午後の会議は1時半から開催いたします。1時半にはご着席いただきますようお願いいたします。以上です。

〔午後 0時 8分 終了〕

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。